

職員採用案内2022  
【国家公務員一般職】

厚生労働省  
**労働局**

公共職業安定所 労働基準監督署  
(ハローワーク)

— ひと、暮らし、みらいのために —



# はじめに

労働局は、国民の生活の安定と、経済・社会の発展を図るため、地域における労働行政の総合的機関として、雇用の安定や誰もが健康で働きやすい職場の実現などを目指しています。

このため、労働局は、「**労働分野の専門家集団**」として、仕事を探している方や仕事でお困りの方、人材を必要とする企業などに日々接し、求められるサービスの提供に努めています。

労働局の果たすべき責任は重いものですが、その分やりがいがあり、また、関連する様々な業務を経験し、「**労働分野の専門家（プロフェッショナル）**」として、自らの専門性を磨くことができます。

行政を目指す皆さん、ぜひ、労働局に来てください。熱意ある皆さんと一緒に仕事ができることを楽しみにしています。

## 目次

### I 労働局の概要

(1) 労働局とは .....	1
(2) 活躍のフィールド .....	2
(3) 主な業務の紹介 .....	5
(4) 入省後のキャリアパス .....	8

### II 職員からのメッセージ

(1) 労働局、安定所、監督署職員 .....	10
(2) 本省出向職員 .....	14
(3) ワーク・ライフ・バランス .....	15
(4) 職員の1日 .....	16
(5) 職員インタビュー .....	18

### III 研修施設（労働大学校） .....

20

▶ よくある質問（Q&A） .....	21
▶ 採用に関する問い合わせ先 .....	

# I 労働局の概要

## (1) 労働局とは

労働局は、

- ・求職者に対する就職支援、企業への人材のあっせん（**職業安定行政**）
- ・働く上で必要な能力の向上（**人材開発行政**）
- ・労働条件（労働時間、賃金等）の確保・改善（**労働基準行政**）
- ・働き方改革、女性の活躍推進（**雇用環境・均等行政**）

など、「働く」ということに関連する様々な行政分野を、総合的・一元的に運営しながら、地域に密着した行政を担う厚生労働省の地方機関です。

仕事を探している方、働いている方、事業を行っている方などと広く接し、様々な相談に対応したり、課題の解決に取り組んでいます。

また、労働局は、働く方を直接支援する第一線機関を有しており、職業安定・人材開発行政の第一線機関である「ハローワーク」、労働基準行政の第一線機関である「**労働基準監督署**」、雇用環境・均等行政の第一線機関として労働局内に「**雇用環境・均等部（室）**」があります。

### 職業安定行政

すべての人々が、その能力を最大限に発揮して働くようにするとともに、人材を求める企業のニーズに応えることなどを目的としています。

求職者と求人者を結びつける職業相談・職業紹介、働く人が失業した場合に一定期間生活を保障するための手当を支給する失業等給付の支給、障害者・高齢者などの早期就職支援などの業務を行っています。

### 人材開発行政

すべての人々が能力を高め、各自に適した仕事に就けるよう支援することを目的としています。

スキル向上・キャリア開発に向けた支援を通じて、働く人の未来への挑戦にしっかり寄り添うことで、誰もが持てる能力を存分に発揮し、いきいきと働くことのできる社会の実現を目指します。

### 労働基準行政

労働条件の向上、労働者の安全と健康の確保・改善を図ることを目的としています。

労働者の業務災害・通勤災害について、必要な保険給付を行う制度の運営や事業主が納付する労働保険料の徴収などの業務を行うとともに、長時間労働の抑制、賃金の確実な支払い、不適切な解雇の防止、労働災害の防止などを推進しています。

### 雇用環境・均等行政

働き方改革を進め、誰もがいきいきと働きやすい雇用環境を実現することを目的としています。

法律や制度の周知、事業主への指導、相談受付、労働者と事業主との間の紛争解決のサポートなどを実施することにより、非正規雇用労働者の待遇改善、ハラスメント対策の推進、女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでいます。

### <組織図>

厚生労働本省

労 働 局

ハローワーク

労働基準監督署

## (2) 活躍のフィールド

### ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク（公共職業安定所）は、全国に544所あり、若年者から高齢者まで、すべての人々に対して無償で支援をしており、民間の職業紹介事業などでは就職へ結びつけることが難しい就職困難者を支援する「雇用のセーフティネット」としての役割も担っています。

また、地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施しています。



ハローワーク那覇  
(沖縄県那覇市)



職業相談窓口

#### マザーズハローワーク

マザーズハローワークでは、子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など子ども連れて来所しやすいよう配慮しており、担当者制（ご相談の中で予約が可能）による職業相談、地方公共団体などとの連携による保育所などの情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を無料で行っています。



大阪マザーズハローワーク

#### 新卒応援ハローワーク & わかものハローワーク

新卒応援ハローワークは、新卒者等を支援する施設です。全都道府県にあり、大学院、大学、短大、高専、専修学校などの学生および卒業後概ね3年以内の方を対象に、学校との連携の下、担当者制によるキャリア設計に関わる相談などきめ細かな個別支援を無料で行っています。

また、わかものハローワークなどでは、フリーターの正社員就職の支援拠点として、担当者制による個別相談や、正社員就職に向けたセミナー、職業訓練への誘導などの各種支援、就職後の定着支援を実施するなど、正社員就職に向けて一貫したきめ細かな就職支援を行っています。



就職を目指すためのセミナー  
「わかもの就活俱楽部」  
(あべのわかものハローワーク)

# 労働基準監督署

労働基準監督署は、全国に321署あり、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に基づき、労働者の労働条件（労働時間、賃金等）の確保・改善、職場の安全や健康の確保を図るための取り組みを行っています。

また、労働者が仕事中や通勤中に病気やケガをした場合の治療費用や、療養のために仕事を休み、賃金が支払われない場合の補償などの、労災保険の給付を行っています。



池袋労働基準監督署  
(東京都豊島区)



窓口対応



胸部CT画像の確認（労災補償業務）



業務の打ち合わせ

# 雇用環境・均等部（室）

**雇用環境・均等部（室）**は、全国の労働局内にあり、誰もがいきいきと働きやすい雇用環境を実現するため、働き方改革の推進、非正規雇用労働者の待遇改善、ハラスメント対策の推進、女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでいます。

また、労働局全体の施策の企画・立案、調整、広報などをとりまとめるほか、都道府県や労使団体などの窓口として、総合調整などの役割を担っています。



「子育てサポート企業」の認定  
(プラチナくるみん認定) の通知書交付式



働き方改革推進会議



報告徴収（企業指導）



法律（改正育児・介護休業法）の説明会

### (3) 主な業務の紹介

## 職業安定行政の業務

### 職業相談・職業紹介

仕事を探している方（求職者）に、職業相談を通じて職業情報やその他就職に関する情報を提供し、求職者がその適性、能力、経験、技能の程度などにふさわしい職を選択することができるよう窓口で助言、援助を行う業務です。

職業相談を行うにあたっては、求職者のニーズを的確に把握し、そのニーズに応じたサービスを提供することが重要です。窓口での求職者との相談の中で、希望する仕事内容や労働条件などのニーズを引き出し、仕事経験や能力などの適性を考慮した適切な求人を提案することが求められます。

この業務を通じて、職業相談・職業紹介に関する実践的知識・経験を深め、地域の雇用情勢を踏まえた就職面接会など様々な施策を企画立案し、職業に関するエキスパートとして活躍することが期待されます。



### 雇用保険の給付

雇用保険部門の主要な業務は、「企業に雇用された労働者を雇用保険の被保険者として加入手続きをする」、「失業された方に対して、失業給付の額を決定し支給する」の2つです。これらは、いずれも雇用保険法に基づく「行政処分」です。

この処分を行うためには、雇用保険法だけでなく、労働基準法などの「関係法令」、法解釈や具体的な取り扱いを示した「通達」、「業務取扱要領」を参照する必要があります。具体的には、雇用保険の適用対象になる「労働者」か否かの判断にあたって、労働基準法上の判断基準を参照したり、失業給付を支給するために雇用保険と厚生年金保険との調整を行ったりするなど、業務内容は公平・公正な対応が求められるものです。

日頃からハローワークの窓口における利用者との面談や提出された書類を通じて、正確に事実関係を把握し、法令に照らして行政処分を行いますが、雇用保険業務を通じて、様々な法令などに精通し、中堅職員になる頃には「社会保険制度」のエキスパートとして活躍することが期待されます。

株式会社（第17条の2関係）（第1回、第2回）  
雇用保険受給資格者証  
(第1回)

1. 支 給 番 号 48010-17-000109-7	2. 氏 名 三浦 順子	
3. 被 保 険 者 番 号 4800-010566-2	4. 性 別 女性	
5. 職 業 販売員	6. 生 年 月 日 1978年02月27日	
7. 求 職 番 号 12345	8. 住 所 又 は 居 所	
9. 支 払 方 法(記号)(印字)：裏導・金融機関名・支店名) 裏導(印字)		
10. 資 格 取 得 年 月 日 1994年01月	11. 離 職 年 月 日 2012年01月	12. 離 職 原 因 40
13. 60 歳 到 退 時 賃 金 日 額 290104	14. 離 職 時 賃 金 日 額 6,666	15. 給 付 射 額 291231
16. 来 職 申 込 年 月 日 2012年01月	17. 認 定 日 2012年01月	18. 受 給 期 間 满 了 年 月 日 2012年01月
19. 基 本 手 当 日 額 4,741	20. 所 定 給 付 日 數 90	21. 通 算 被 保 険 者 期 間 0,000
22. 離 職 前 事 業 所 ハローワーク・オフィスカット	23. 特 殊 表 示 勤務市場センター株式会社	24. 特 殊 表 示 (災 害 時 一括、巡査、市町村)
支給用通帳メッセージ1 支給用通帳メッセージ2 曾根公典職業安定所又は 曾根地方連絡所所在地 電話番号		
〒177-0044 緑島区上石神井 03-3929-3111 交付 年 月 日 センター 公共職業安定所 職業安定所長印		

雇用保険受給者が使用する受給資格者証（例）です。  
「基本手当日額」等の個人情報が含まれているため、  
厳重な取り扱いが必要です。

## 人材開発行政の業務

### 人材育成

人材育成業務を担う部署として、労働局に「訓練室」が設置されています。訓練室では、訓練室長をトップとして、地方人材育成対策担当官などの専門官が配置され、以下のような人材育成に関する多様な業務を行っています。

①ハロートレーニング (公的職業訓練) 関係	地域のニーズに則した訓練が実施されるよう、都道府県などの関係機関と連携し、ハロートレーニングの総合的な訓練計画を策定するなどの業務	
②ジョブ・カード（※）関係	地域におけるジョブ・カードの普及促進などの業務 ※これまでのキャリアを振り返り、自身の経験や能力などの整理を通じて、自己理解を深めることにより、今後どのような職業人生を歩みたいのかを考えるためのツール（シート）	
③技能検定関係	国家検定制度である技能検定の周知・広報に関する業務	
④地域若者サポートステーション関係	若年無業者（ニート）などの就労支援を行う「地域若者サポートステーション事業」に関する業務	
⑤技能実習制度関係	不適正な監理団体や実習実施者に対して立入検査等を実施するほか、外国人技能実習機構などの関係機関と連携し、法律などのルールに基づく適正な技能実習制度の運用を図る業務	

現在、誰もが何歳になっても学び直し、その能力を発揮し、いきいきと働くことのできるよう、働く人の未来への挑戦にしっかりと寄り添う人づくりへの期待が高まっています。そのため、労働局の職員は、地域の「人づくり」のエキスパートとして最前線で活躍することが期待されます。

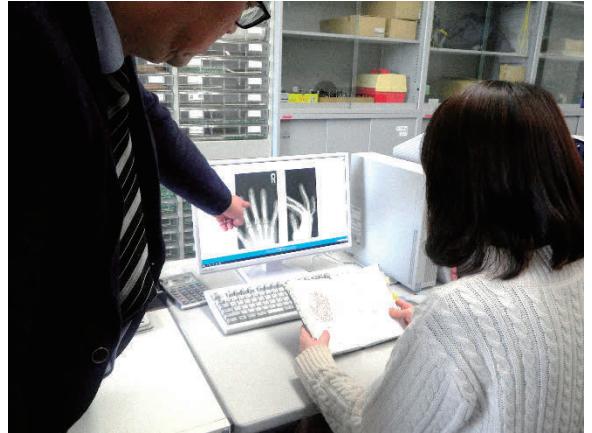
# 労働基準行政の業務

## 労災の補償

労災保険では、仕事中や通勤中のケガなど、労働災害に遭われた方やその遺族に対して、迅速かつ公正な保険給付を行っています。そのため、保険給付などに関する相談をはじめ、給付請求書の受付審査、決定までの事務を労働基準監督署および労働局で行っています。

労災保険制度は、労働基準法で定められた使用者の災害補償責任の担保として創設されたのですが、現在では、その範囲を超えて、社会復帰に向けた事業（義肢・義足の支給や遺児の就学費用の援助など）を実施するなど、被災労働者やその遺族の生活保障に欠かせないものとなっています。

また、近年においては、仕事のストレス（業務による心理的負荷）が原因で精神障害になった、あるいは自殺したとして労災請求されるケースが増えており、労災認定にあたっては、より専門性の高い判断が求められています。労災補償業務は、迅速で公正な保険給付を行うことにより、労働者が健康で安心して働く社会を支える、とてもやりがいのある仕事です。



レントゲン写真を確認し、負傷の部位および程度を評価します。

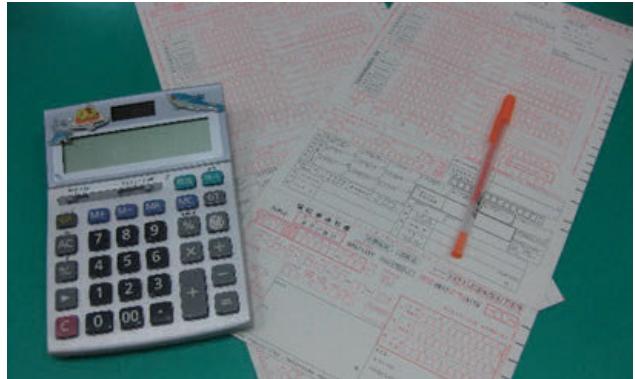
## 労働保険加入手続き・徴収

労働保険とは、仕事中や通勤中の負傷や病気に際して給付を受けるための労災保険と、失業した際に失業給付を受けるための雇用保険の総称です。

労働保険は、原則、労働者を1人でも雇用する会社が加入しなければならない強制保険で、保険者である国が労災保険と雇用保険の給付を適切に行うことができるよう、会社から保険料を徴収しています。

労働局が行う労働保険適用・徴収業務は、労働保険の加入手続きや、保険料の申告受付および徴収の業務を主に行ってています。他にも、労働保険に加入していない会社を把握し、加入の指導を行う「適用促進」の取り組みや、保険料が適正に申告納付されているか会社に立入検査を行ったり、保険料を滞納している会社に対し納付に関する指導を行ったりする「適正徴収」の取り組みを実施しています。また場合によっては、労働保険に加入しない会社に対して、職務権限により強制的に加入させたり、保険料を滞納する会社の財産を差し押さえたりすることもあります。

働く皆さんのいざという時のセーフティネットの担い手として、労働保険徴収法のほか様々な法令などに精通して活躍することが期待されます。



事業主から提出された「労働保険料申告書」です。雇用している労働者の賃金総額に保険料率を乗じることで、保険料額を算出し、徴収します。

徴収された保険料は、労働災害に遭われた方への労災保険給付や、失業されてお仕事を探されている方への失業給付に充てられます。

## 雇用環境・均等行政の業務

### 企業指導

雇用環境・均等部（室）では、誰もが働きやすい雇用環境を実現するため、「働き方改革の推進」や「安心して働くことができる職場環境整備」の役割を担っています。

企業指導業務の担当は、働き方改革や女性の活躍推進のため、次の業務に取り組んでいます。

・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントの防止、妊娠・出産を理由とする不利益取扱いなどに対処するための事業主への指導

・同一労働同一賃金への対応に向けた非正規雇用労働者の待遇改善、仕事と生活の両立などの相談対応

・「くるみん」、「えるぼし」など両立支援や女性の活躍を推進する企業の認定

企業指導業務の担当者は、幅広い法律の知識を駆使し、法律が守られるよう企業指導のエキスパートとして活躍することが期待されます。



雇用環境・均等部（室）では、実際に企業を訪問し、法律に沿った雇用管理ができているかの報告を求める「報告徴収」を行います。

法律の基準を下回っている場合は、パンフレットを使いながら丁寧に説明し、是正されるまで指導を行います。



### 広報・企画調整

広報・企画調整業務の担当は、次の業務を行っています。

#### ○企画調整業務

- ・労働局が各地域で施策を総合的に展開するための企画、労働局内外の調整
- ・労働局の運営方針の取りまとめ

#### ○広報業務

- ・労働局全体の施策の周知広報
- ・記者会見の主催、ホームページの管理
- ・労働法制セミナーの開催
- ・企業の両立支援の取組、時間外労働の改善の取組、最低賃金引き上げの取組を支援するための助成金の支給

広報・企画調整業務の担当者は、労働局全体の動きに関わる存在であり、また、説明会の開催や情報提供、周知広報などにより、地域の働き方改革を推進する存在として活躍していくことが期待されます。



## (4) 入省後のキャリアパス～キャリアパスの選択～

労働局の事務官には2つのキャリアパスがあり、入省時に選択することができます。

→次ページ参照

### ① 事務官（共通）

ハローワークや労働局における

**働く人の職業の安定、働き方改革関係業務を中心としたキャリアパス**

- ・ ハローワーク（公共職業安定所）や労働局職業安定部において、職業相談・紹介業務、雇用保険業務、雇用対策業務などを担当していただきます。また、労働局雇用環境・均等部（室）において、働き方改革の推進や、女性の活躍推進に関する企業指導、相談等の業務を担当していただきます（**職業安定、人材開発、雇用環境・均等**行政の部署に配属されます）。
- ・ 業務が広範なため、入省後はできるだけ多くの異なる業務に就いていただき、係長・専門官などの中堅職員以後は、本人の適性や希望に応じて、各業務のスペシャリストに成長していくことを期待しています。
- ・ 最終的には、幹部職員としてハローワークや労働局の運営に携わっていただきます。

※ ハローワークや労働局職業安定部、雇用環境・均等部（室）以外に、労働局総務部で勤務することもあります。

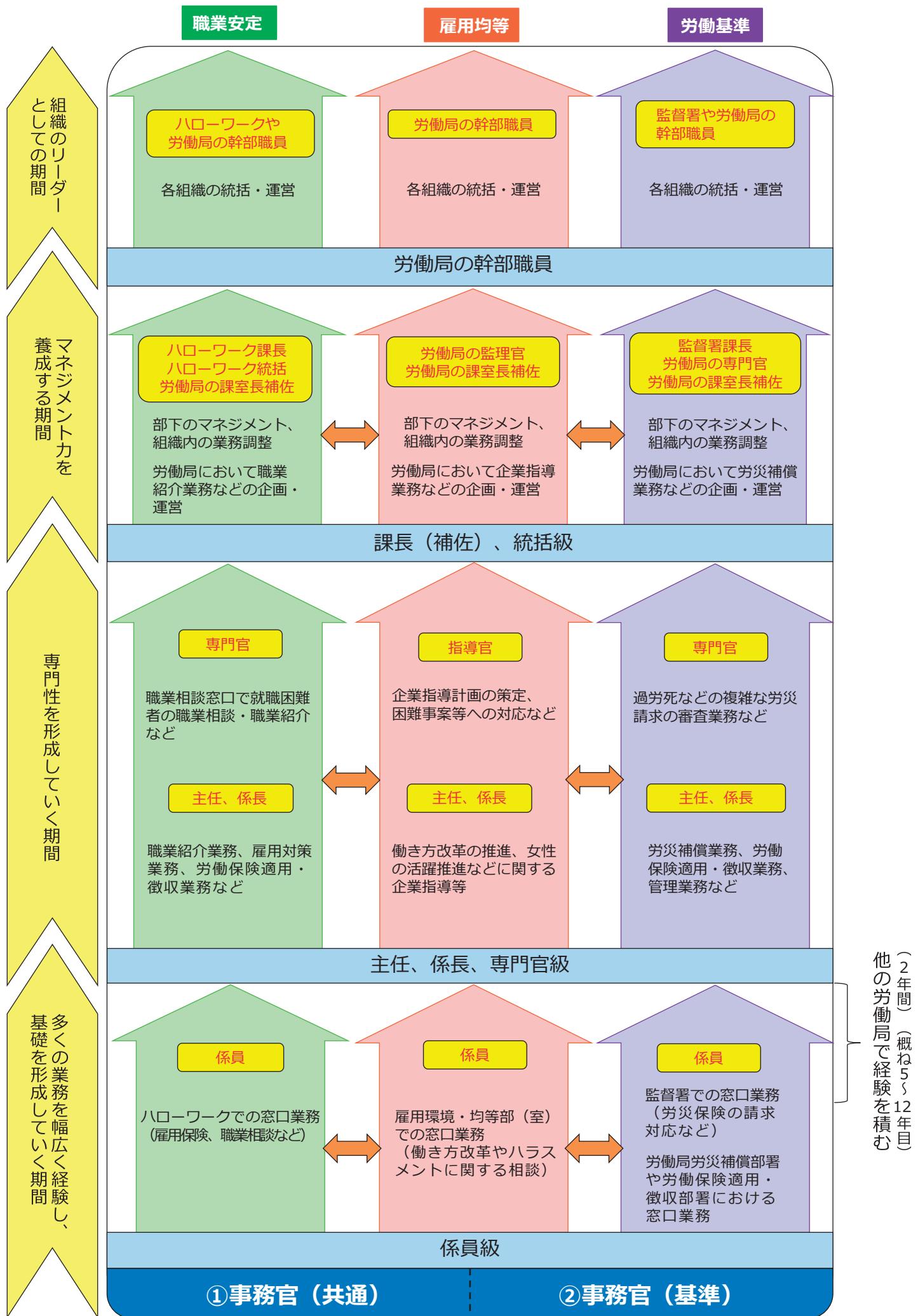
### ② 事務官（基準）

労働基準監督署や労働局における

**労災補償業務や労働保険適用・徴収業務を中心としたキャリアパス**

- ・ 労働基準監督署や労働局において、労災保険給付を行うための審査、調査、労災認定の対応や労働保険の適用・徴収を担当していただきます（**労働基準、雇用環境・均等**行政の部署に配属されます）。
- ・ 入省後早い時期には、労働基準監督署における第一線の窓口業務を中心とする業務や管内監督署の業務を統括する労働局の業務を経験していただき、労災補償や労働保険の適用・徴収業務のスペシャリストとなっていたいことを期待しています。なお、本人の適性や希望に応じて、最低賃金に関する業務や働き方改革推進関連業務に従事していただくこともあります。
- ・ 最終的には、幹部職員として労働基準監督署や労働局の運営に携わっていただきます。

※ 労働基準監督署や労働局労働基準部以外に、労働局総務部、雇用環境・均等部（室）で勤務することもあります。



## II 職員からのメッセージ（1）労働局、安定所、監督署職員

### 滋賀労働局 東近江公共職業安定所 事業所・職業相談第二部門 伊藤 芽生

職業安定

平成31年 入省  
平成31年 草津公共職業安定所庶務課  
令和2年 現職



#### 現在の業務内容について

私は主に助成金業務を行っています。高齢者や障害者など就職困難者を雇用した事業所に対する助成金の案内から申請受理、審査までが担当です。電話や窓口での助成金に関する問い合わせへの相談対応も日々の業務です。ときには事業所に訪問してお話を伺うこともあります。助成金制度は民間職業紹介所にはない、国の機関ならではの制度です。助成金をきっかけに就職困難者の雇用を始める事業所も多いので、やりがいを感じます。

それ以外にも求人受理や会社説明会の準備等を行っています。事業所の方から助成金の制度や最近の雇用情勢について尋ねられることが多いので、制度の改正や雇用情勢に関する情報を日々勉強しています。

#### 労働局を選んだ理由

もともと、安定した職場で、社会のために働きたいという気持ちから公務員を志しました。そのなかでも労働局は、地域に密着して様々な人や企業と直接関わり、生活を支えることができるので、やりがいを持って働き続けられると思い、志望しました。また、労働局は働き方改革やワーク・ライフ・バランス実現を推進している機関であり、職場環境が整っていて働きやすい職場であることも魅力だと思いました。

#### 受験者へのメッセージ

有給休暇や育児休暇が取得しやすく、働きやすい職場です。また、上司や同僚は頼りになる方が多く、人間関係にも大変恵まれていると思います。労働局はさまざまな部署があり、部署によって必要な知識も異なりますが、わからないことは周りの先輩方が丁寧に指導してくださいます。興味を持たれた方はぜひ説明会などに参加してみてください。みなさんとお会いできる日を楽しみにしています。

### 広島労働局 広島中央労働基準監督署 労災第一課 森本 安咲

#### 現在の業務内容について

私が所属する労災第一課では、労災保険の給付の請求があつたケガや病気について、それが仕事に起因するものであるかどうかを認定する業務を行っています。

認定に当たっては、被災された方や事業場関係者などからの聴取、関係資料の収集、主治医や専門医からの医学的意見の収集など、多岐にわたる調査を実施します。調査結果を取りまとめ、労災認定基準に基づいて認定の判断を行いますが、その判断に当たっては、高度な医学的・法律的知識が必要となります。

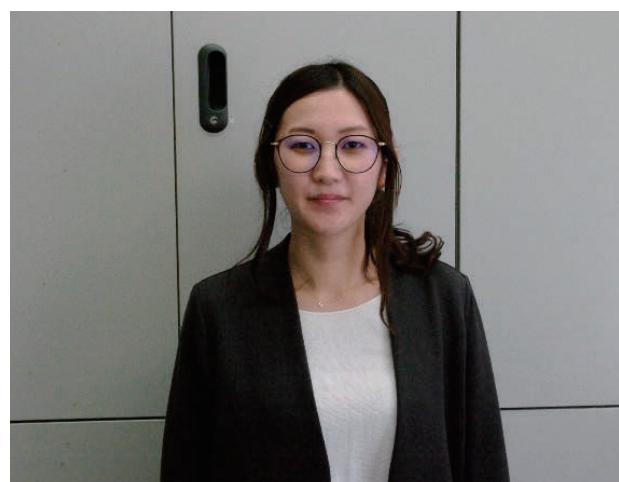
時には判断に迷うことや困難な状況に直面することもありますが、職員が互いに助け合う環境に恵まれており、経験豊富な上司や先輩、同僚たちに相談しやすいため、働きやすく、日々勉強しながら業務に取り組むことができます。

#### 労働局を選んだ理由

働く方々を支える仕事で、人の役に立てそうだという漠然としたイメージから興味を持ったことをきっかけに、説明会に参加しました。説明会では、先輩職員から、良好な職場環境を整え、社会全体を活力のあるものとするという労働基準行政の役割の大きさや、業務の中で知識やスキルを高めていくことといったことを聞き、また、地元で働き続けられる点にも魅力を感じたことから、労働局を志望しました。

労働基準

令和元年 入省  
令和元年 現職



#### 受験者へのメッセージ

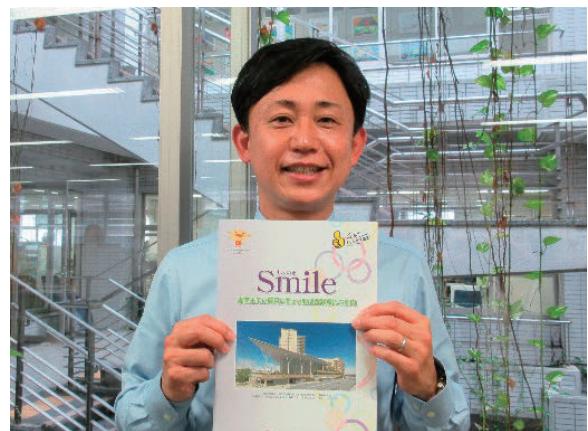
労災補償制度は日常生活に馴染みのないものですが、労災の負傷により働けなくなった人たちにとって、日常生活を支える重要なものであり、労災補償制度を通じて医学的な知識や法律など専門的な知識を身につけることもできるため、成長ややりがいを感じられる仕事だと思います。

また、日頃から有給休暇も取りやすく、周囲では男女問わず育児休業や短時間勤務などの制度を利用して家庭と仕事の両立ができますので、とても働きやすい職場です。興味を持たれた方はぜひ説明会へ参加してみてください。

## 沖縄労働局 職業安定部 職業対策課 地方雇用開発担当官 仲間 栄樹

### 職業安定

平成14年 入省  
平成30年 沖縄労働局 総務部 総務課 人事係長  
令和2年 宮古公共職業安定所 職業紹介部門  
統括職業指導官  
令和3年 現職



#### 現在の業務内容について

私は主に企業を対象とする国から支給される給付金「助成金」関係の業務と雇用情勢が厳しい地域や人手不足の地域に対する雇用対策業務を担当しています。

コロナ禍の雇用維持対策で在籍出向を活用した「産業雇用安定助成金」があります。沖縄県は出向自体浸透していないので、助成金を活用していただくには「出向とは何か」から企業に伝える必要があり、「出向とは、出向の相談窓口、出向と助成金を活用している企業の話、助成金とは」といった内容の企業向けオンラインセミナーを企画し、複数の関係機関と調整しました。私はパソコンに詳しいわけではありませんが、頼りになる先輩や同僚の支えもあり、オープニング動画（おやじギャグあり）等も作成でき、開催することができました。

#### 労働局を選んだ理由

就職活動はうまくいかず、辛い状況のときに宮崎労働局から採用面接の連絡がありました。宮崎県は訪れたことのないところでしたが、「苦しかった私の就職活動、学生時代のアルバイト経験や民間で働いていた経験は労働行政で活かせる。私を必要としている。これは運命だ。」と思い、応募し、採用となりました。現在、沖縄労働局に所属していますが、今でも宮崎労働局職員との繋がりがあり、その経験と繋がりは私の財産となっています。

#### 受験者へのメッセージ

人と関わる労働行政の仕事は困難な課題がいくつもありますが、自分のアイディアで課題を解決することができます。関係機関を巻き込むことができれば課題解決の可能性は高まります。調整することは苦労が多々ありますが、前に進んでいるときのドキドキ・ワクワク感や、うまくいったときの達成感はたまりません。自分のアイディアを形にできる労働行政でドキドキ・ワクワクを感じながら楽しく「働く」ことのために一緒に働きましょう♪

## 鹿児島労働局 鹿児島労働基準監督署 労災第一課 労災保険給付調査官 加治佐 篤

### 労働基準

平成12年 入省  
平成26年 鹿屋労働基準監督署 労災課 補償係長  
平成29年 加治木労働基準監督署 労災課 補償係長  
平成31年 現職

#### 現在の業務内容について

私は、監督署に請求のあった治療費や休業補償等について、労災保険として給付できるかどうか、すなわち、そのケガや病気が業務に起因するものであるかどうかの調査を担当しています。調査は、被災された方への事実確認だけではなく、事業場関係者や、治療を行っている医師等に聴取等を行うこともあります。労災認定の判断は法律に基づき行いますが、被災された方は不安な気持ちや困窮した状況で来署、相談されることが少なくなく、その気持ちに寄り添った迅速、丁寧な対応が求められます。日々研鑽を積んでいます。

仕事で分からぬことがあるときや困ったときは上司や同僚に気軽に質問や相談をすることができ、また、定期的に研修もありますので、知識や経験を蓄積して日々成長できる職場です。



#### 労働局を選んだ理由

私は、地域の人の役に立ちたいという思いから公務員を志望しました。

様々な官庁を訪問する中で、厚生労働事務官の仕事は、仕事を原因としてケガや病気をされた方々に迅速かつ適切な補償を行うことで、働く方々の生活や、ひいては地域の社会を支えるものであり、私の思いにぴったりの仕事であると感じました。また、地元で働くことができるに魅力を感じ、労働局を選びました。

#### 受験者へのメッセージ

労災保険は被災された方の生活の安定や社会復帰を支援するための重要なセーフティネットで、被災された方等から直に感謝の言葉をいただくこともあります。とてもやりがいを感じる仕事です。

また、労働局はワーク・ライフ・バランスを重視しており、有給休暇や育児休暇の取得にとても理解のある職場で、自分のプライベートも充実させながら安心して働ける職場です。ぜひ、皆さんも労働局で一緒に働きましょう。

## 青森労働局 雇用環境・均等室 指導係 下山 紗輝

雇用均等

平成31年 入省  
平成31年 黒石公共職業安定所 職業紹介部門  
令和3年 現職



### 労働局を選んだ理由

学生時代の販売員のアルバイトの経験や、その時の上司や先輩の話から、就業環境が整っていることの大切さや、仕事と家庭の両立の難しさなどを知り、労働行政に興味を持ちました。加えて、一人一人と向き合い地域密着型の仕事ができることに魅力を感じ、労働局を志望しました。労働局の説明会や面接時の職員の雰囲気がとても良く、私の理想の上司像に近かったことも決め手となりました。

### 現在の業務内容について

育児休業、介護休業等の仕事と家庭の両立に関する事や、女性の活躍に関することが主な担当業務です。セクハラ、パワハラなどのあらゆるハラスメントや、育児休業を取得させてもらえない等の相談対応や、法違反のある事業場への指導、くるみん認定・えるぼし認定の審査、法の周知のための説明会の実施などを行っています。

雇用環境・均等室で所掌している法律は多岐にわたり、労働者や事業主からの相談は複数の法律にまたがった話であることも多く、幅広い知識が求められるので、毎日が勉強です。しかし、わからないことや困ったことがあればすぐに上司に相談できるのでとても心強く、安心して業務に集中することができます。

### 受験者へのメッセージ

労働局は働く人の多くの「困った」を相談できる機関です。地域で働く人達の生活基盤を支える重要な役割を担っているので、とてもやりがいのある仕事だと思います。知識不足で難しく感じることもありますが、相談を受けた労働者や事業主から直接感謝の言葉をいただけることもあります。また、労働局はワーク・ライフ・バランスについての意識も高く、働きやすい職場です。ぜひ、労働局で一緒に働きましょう！

## 茨城労働局 雇用環境・均等室 指導第二係長 小橋 孝博

雇用均等

平成19年 入省

平成28年 茨城労働局 雇用環境・均等室 助成金係主任  
平成31年 茨城労働局 雇用環境・均等室 指導係長  
令和2年 現職

### 現在の業務内容について

働く上での男女均等な取扱いを定める男女雇用機会均等法、育児や介護との両立可能な働き方を支援する育児・介護休業法、正規・非正規労働者間の不合理な待遇差の解消（同一労働同一賃金）を定めたパートタイム・有期雇用労働法、女性の活躍推進やパワハラなどのハラスメント対策に係る法施行業務など、まさに法律の営業とも思える仕事をしています。

事業主に正しく理解してもらい、それが個々の労働者へ波及しなければ意味がありませんので、周知にあたってはセミナーの開催や個別訪問、自治体と連携した広報など、効果的な手法を検討して行っています。また、付随して事業主や労働者からの相談対応を日々行っており、違反が認められるケースについては是正指導を行い、労使間トラブルの解決に向けた援助（行政ADR）なども行っています。

### 労働局を選んだ理由

私は大学卒業後、民間企業での勤務を経て入省しました。働く上での男女間格差や長時間労働などの現実を目の当たりにしていた中で、労働者が健康で安心して働ける職場づくりを支える労働行政に興味を持ち始め、当時の採用案内にあった「我々の仕事は法律の営業」という先輩職員のメッセージに強く惹き付けられたことを覚えています。その壮大な役割の一翼を自分も担いたいと考えるようになりました。労働行政を志しました。

### 受験者へのメッセージ

労働者から感謝される場面はもちろん、様々な場面でやりがいや充実感が得られる職場です。当然ながら責任も大きく、専門性が求められることから自己研鑽に励む日々です。

また、大事なポイントとして働き方改革をけん引する立場である以上、日々の自らの働き方も振り返らなければなりません。この点、労働行政は所属長や周囲の理解が非常にいる職場であり、私も子どもが生まれた際には育児休業を取得して積極的に子育てに関わることが出来ました。労働行政で働くことを通じて、皆さんの職業人生が充実したものとなると思います。一緒に働きましょう！

## 岐阜労働局 関公共職業安定所 所長 鈴村 美恵子

職業安定



### 現在の業務内容について

自治体や事業主団体などとの関係構築や情報共有と事業調整、職員の能力開発・キャリア支援、利用者サービス向上のための業務改善など、組織全体のマネジメントが私の主な仕事です。

組織の長としての役割と同じくらい、現場の一員として業務を進める視点を大切にしています。日常業務の小さな気付きをヒントに、物心両面の職場環境を整えることで職員が納得感を持ち気持ちよく働くこと。それが利用者満足度のUPにつながったエピソードがたくさんあります。

「相談したくなるハローワーク」を共通目標として、利用者の心情や背景に寄り添う相談と、正確でタイムリーな情報提供ができるプロであるべく、職員同士の対話を重視しながら努力と工夫を重ねる職場です。

### 労働局を選んだ理由

「人の役に立ちたいから！」と熱く語りたいところですが、入省した頃は、男女別々の求人だった時代です。本音を言えば、男女の採用条件や待遇が同じ、学んだことが活かせそう、の2点で就活。就職して学生時代の知識がいかに浅いものか痛感し、毎日職場で得る刺激的な学びが自分を成長させてくれることに感激し、働くうちにこの仕事がどんどん好きになりました。

生きるや働くをコツコツ支える。誰かの役に立っている。今度は何をしようかな。と思える仕事に出会えたと思っています。

## 神奈川労働局 労働基準部 労災補償課長 三浦 安幸

労働基準

### 現在の業務内容について

労働局で労災補償業務を担当する部署には、①労災保険給付が法令や通達に則って迅速・的確に実施されるよう、管内の各監督署を指導・監督する部署や、②労災保険給付決定に対する請求人の方からの審査請求や行政事件訴訟に対応する部署、③交通事故等により、通勤中の労働者の方を負傷させてしまった方への損害賠償請求（このような事故の場合、国はまず労働者の方へ労災保険給付を行い、加害者となつた方に労災保険給付の価額を限度として損害賠償を請求します。）を担当する部署などがあります。

私は、これらの部署の業務が円滑に推進できるように、業務の進捗管理や人員体制の調整、職員の健康管理など総括的なマネジメント業務を行っています。

当課には、労災補償業務の中核を担っているという高い自覚を持つ優秀な人材が集まっていて、いまだに日々、勉強させていただいており、感謝しています。明るい雰囲気の職場で、充実した毎日を過ごしています。

### 労働局を選んだ理由

法律に基づき使命を全うする公務員の姿に憧れ、大学卒業後、労働行政とは別の行政分野で、専門職の公務員を務めていました。行政経験を積む中で、より広く、社会一般の人に貢献したいという思いを新たにしたことから、転職を決意しました。

人が生活を営む上で必要な「生産行為」である「労働」により、不幸にも被災された方や、そのご遺族を救済することが、労災補償の仕事です。その社会的な存在意義は非常に大きく、魅力的でやりがいのある職場であると感じたために労働局を志望しました。

昭和60年 入省  
平成29年 大垣公共職業安定所 次長  
平成31年 大垣公共職業安定所 個別出張所長  
令和3年 現職

### 受験者へのメッセージ

ハローワークで働いているからこそ会える人、会社、法令など、これらは大きな魅力です。メイン業務として印象のある職業相談だけでなく、就職への側面支援業務が多岐にあり、あれこれ駆使して「人」のキャリア支援に関わることができる組織は他にないでしょう。

転勤、結婚、出産、子育て、介護、働き続ける上で転機はいくつもあります。この30年で、働くを支える制度は激変しました。ハローワークは常にその最前列で仕事をしています。社会とつながる醍醐味をご一緒に如何でしょう。

昭和61年 入省  
平成28年 神奈川労働局 労働基準部 労災補償課  
地方労災補償監察官  
平成31年 神奈川労働局 総務部 総務課長補佐  
令和3年 現職



### 受験者へのメッセージ

「労働者災害補償保険法」に基づく労災補償制度は、働く方々の労働環境の根幹を支える重要な制度であり、現代社会に欠かすことのできないものです。このため、その運用に当たっては、常に国民の方々から注目されています。我々職員は、人と法律の狭間にあって、そのことを意識し、誇りをもって日々の業務に臨んでいます。

人に必要とされ、その期待に応えるべく成長していく、そんな職場を希望される方は是非、労働局と一緒に働きませんか。

## II 職員からのメッセージ（2）本省出向職員

### 厚生労働省 職業安定局 高齢者雇用対策課 雇用指導係 新宅 由梨

#### 職業安定



平成29年 入省（秋田労働局 採用）  
平成29年 能代公共職業安定所 管理課 給付係  
平成31年 大館公共職業安定所 鷹巣出張所 業務係  
令和2年 現職

#### 本省での業務を通じて

事業主に対し報告を求めている「高齢者雇用状況等報告」の集計や公表作業に携わっています。この報告を基に、個々の企業における法律で定められた措置の実施状況等を把握し、必要に応じて各労働局が企業に指導や助言を行います。集計結果の公表後に新聞等で報道されているのを実際に見て、改めて自身が担当する業務の重要性を認識しました。

他にも、高齢者の就職を支援するためにハローワークに設置している「生涯現役支援窓口」や、高齢者の雇用・就業促進に向けた地域の取組を支援する「生涯現役促進地域連携事業」等、様々な業務を担当しています。

業務は多岐にわたるため勉強の毎日ですが、本省では業務はもちろん、一緒に働く周りの方々からも学べることが多く、自身のスキルアップにつながっていると実感します。

#### 労働局を選んだ理由

人と話すことが好きなので、様々な方と関わるような仕事をしたいと思っていました。説明会に参加した際に、日々やりがいを感じながら働くことができそうと思ったこと、職場の雰囲気が良かったこと、地元で働くことが労働局を志望する決め手となりました。

また、採用後に労働局採用でも本省で働くことを知り、自身の可能性を広げたいと思い本省出向を希望しました。

### 厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課 労働保険徴収業務室

#### システム開発係長 戸口 圭祐

#### 本省での業務を通じて

私は、労働保険の適用と徴収に係るシステム開発を担当しており、主に電子申請に関するシステム開発に携わっています。電子申請システム開発で必要となる新たな機能の追加や改善に当たっては、他省庁のシステムとの調整が前提となることが多く、相手方となるシステムの設計の考え方を的確に把握して、相手方からの問合わせに応答することや、こちらの意見を正確に伝えることが大切です。きめ細かいコミュニケーションや丁寧な確認の必要性を強く感じています。

この他、日頃のシステム利用において生じる個々の問題に対応する必要もあり、個々の問題の対応とシステム全体の機能を調和させるため、全体と部分を繋ぎ合わせる視点も必要です。

労働局で培った業務経験を本省の業務に活かすことは十分にできますし、本省での業務経験を積むことで、労働局での業務を今までと異なる視点で捉えることもでき、業務に対してより広い視野を持って取り組めるようになりました。

#### 本省への出向を希望した理由

労働局では主に事業主の方や働く方と直接関わる業務を担当しますが、本省では施策の企画・立案などを担当します。私が本省勤務を希望した理由は、労働局で実施する各種の施策が、本省においてどのように検討され、つくられるのかを知りたいと考えたからです。また、そのような施策の検討プロセスの中で、これまで労働局の業務で培ってきた知識や経験をどこまで活かすことができるかといったことにも興味がありました。本省で吸収した経験を、私自身の今後の業務にとって有意義なものにしたいと考えています。

#### 労働基準

平成20年 入省（東京労働局 採用）  
平成30年 渋谷労働基準監督署 労災課  
平成31年 東京労働局 労働保険徴収部  
適用・事務組合課 事務組合指導係 主任  
令和3年 現職



#### 受験者へのメッセージ

私は東京労働局で採用され、労災補償業務、労働保険適用徴収業務を経験し、本省へ出向しています。本省での業務は労働局で行う業務とは性格が異なりますが、労働局での業務経験を必要な場面に応じて活かすことができていると感じています。出向は労働局と本省とを繋ぐ架け橋となる役割も期待されています。希望などに応じてさまざまな役割、環境での業務を経験できる職場ですし、それを後押ししてくれる職場環境があると感じています。皆さんも、こうした恵まれた環境の中で、労働行政の一翼を担ってみませんか？

## II 職員からのメッセージ（3）ワーク・ライフ・バランス

鳥取労働局 倉吉公共職業安定所  
専門相談部門 職業指導官 村上 太一

職業安定

平成25年 入省  
平成27年 島根労働局 石見大田公共職業安定所 職業紹介部門  
平成29年 広島労働局 広島西条公共職業安定所 竹原出張所 管理課  
平成31年 現職



### ワーク・ライフ・バランスについて

私は令和3年2月に子どもが誕生した際に、「男の産休」を約1週間、その後「育児休業」を約半年間それぞれ取得しました。私の子どもは双子だったのでこともあり、妻の体調のことなども考慮した結果、出産後すぐに育児休業を取得しました。

休業を取得することに対して、職場に迷惑をかけてしまうと不安な気持ちもありましたが、上司に相談した際には、「仕事のことは気にしなくていいよ。新米パパがんばってね。」と激励されたのを覚えています。また、休業中の私自身の業務については、代替職員や上司・同僚に受け持ってもらいました。**理解ある職場の皆様のご協力のおかげで、育児に専念することができ、大変感謝しています。**

職場復帰し、仕事が終わってからは、子どものお風呂と寝かしつけが待っています。そのため、定時で退庁できるように時間管理をより意識するようになりました。**仕事と育児のメリハリができ、休業前よりも仕事に打ち込むことができるようになった**と感じています。

### 受験者へのメッセージ

私は**職業訓練と学卒業務を担当**しています。

職業訓練とは希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得することができる公的制度です。だいたい3~6ヶ月程度訓練校にて資格取得等を目指し、ハローワークでは就職するための支援を行います。

また、学卒業務では新卒者や既卒3年以内の若年者向けの就職支援を行っています。実体験として、私が担当していた求職者の方から、就職が決まった際に「お世話になりました」と感謝されることがあります。

**労働局は、ワーク・ライフ・バランスを実現させるための制度が充実**しており、女性はもちろんのこと、**男性も育児休業を取得しやすい雰囲気があります**。働きやすい職場であると実感しています。このような労働局で私たちと一緒に楽しく働いてみませんか？

兵庫労働局 労働基準部 労災補償課  
労災保険給付調査官 片山 雅代

労働基準

平成9年 入省  
平成30年 西宮労働基準監督署 労災課 補償係長  
平成31年 西宮労働基準監督署 労災課 労災認定調査官  
令和2年 現職

### ワーク・ライフ・バランスについて

私は、高校3年生の息子と中学3年生の娘の子育てをしながら仕事をしています。私の一日は、朝、早く起きて、朝食、昼食、夕食の下ごしらえをすることから始まります。仕事と子育ての両立には、家族全員が健康に過ごすことがとても重要なことで、家族の食生活を大切にすることを心がけています。家族が健康でいてくれることで、私自身も安心して仕事に取り組めます。

今、振り返れば、子どもたちが小学生の時に、仕事と子育ての両立で一番悩んだように思います。子どもを持つ親には、家や学校や地域で求められる役割が想像以上に多く、それらをこなしながら、仕事をするのがとても大変でした。最初は一人で解決しようとしていたのですが、仕事では上司へのホウ（報告）・レン（連絡）・ソウ（相談）を心がけて**自分一人で業務を抱え込まない**ようにし、家庭では夫に家事を分担してもらうことで、**仕事と子育てのバランスを保てる**ようになりました。

子どもたちが中学生、高校生へと成長する中で、保護者として部活動に関わったり、試合の応援に行ったりすることで、今度は、子どもたちからパワーや元気をもらい充実した日々を過ごしています。

### 受験者へのメッセージ

私は、仕事によるストレスが関係した精神障害の労災認定に関する調査を専門に担当しています。計画的に調査を行い、迅速に労災認定の判断を行うことで、業務に起因して精神障害を発症された方が安心して労災給付を受けられるようにすることにやりがいを感じています。

労働局は、育児休暇、看護休暇などの仕事と子育てを両立させるための制度が充実しており、**多くの職員が仕事と育児を両立させながら働いています**。これらの制度に対する周囲の理解や環境が整っているので、**子育てをしながら安心して仕事に取り組むことができる**と思います。このような労働局で、皆さんと一緒に働く日を楽しみにしています。



※写真左が片山労災保険給付調査官

## II 職員からのメッセージ（4）職員の1日

長崎労働局 長崎労働基準監督署

労災課 田中 佐和



労働基準

令和3年入省

### <主な担当業務>

労災保険給付請求書の審査業務に携わっています。負傷時の災害発生状況や傷病名などから、その負傷が仕事や通勤に起因して発生しているかどうかを審査しています。また、後遺障害の認定業務も行っており、実際に請求人の方にお会いして、どのような障害が残っているかを確認したり、専門医に意見を聞いたりして、障害等級を決定しています。

10:00

給付請求書に目を通し、内容に不備がないか、労災の認定基準を満たしているかどうかなどを確認します。必要に応じて請求人の方や事業場関係者、受診した医療機関などに電話でお話を伺うこともあります。

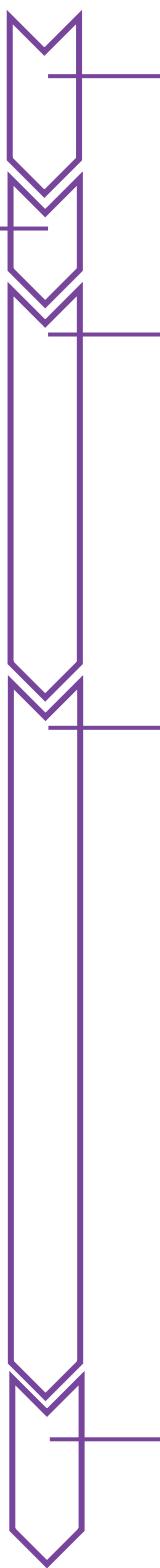
入省直後はわからないことも多く大変でしたが、上司や先輩に相談すると、優しく教えてくださるので、一人で悩みすぎることがなく、業務に集中して取り組むことができています。

また、月に一度、担当している調査事案の進捗状況を監督署長や労災課長に報告し、今後の調査の進め方などについて相談したり、アドバイスをもらうことができます。



### 受験者へのメッセージ

様々な場面で知識不足を痛感することがあります。自分で調べたり、職場の皆さんに教えていただきながら日々勉強しています。難しい分、研修を通じて学ぶ機会も多くあり、経験し吸収すれば、人のためになっていることを実感できる職場だと思います。ぜひ私たちと一緒に頑張りましょう。



8:30 【業務開始】

メールをチェックし、当日の予定を確認します。その後は、治療費や休業補償などの給付請求書の審査業務に入ります。

12:00 【昼休憩】

昼休憩は、休憩室でお弁当を食べてゆっくり過ごします。

なお、監督署では、お昼の時間帯の窓口対応を日ごとに交替で行っており、窓口対応を行う日は、時間帯を1時間ずらして昼休憩をとります。

14:00

書類だけで労災認定の判断ができない場合には、請求人の方に来署いただき、災害発生状況や負傷時の作業内容、その後の受診状況などについて詳しくお話を伺うことがあります。

障害認定の場合は、請求人の方から症状などを伺った後、専門医に障害の状態をみてもらい、その原因や回復見込についての意見をもらいます。



17:15 【閉序】

担当している事案の給付請求書などを所定の保管場所に片付けます。窓口対応等で残業することもありますが、基本的には決まった時間に退庁しています。

# 石川労働局 雇用環境・均等室

## 指導係 走出 優介

### 雇用均等



平成26年入省

#### ＜主な担当業務＞

ハラスメント対策、育児・介護休業、同一労働同一賃金、女性活躍推進に関する業務を担当しています。企業に対し、ヒアリングや就業規則の点検を実施し、法違反があった場合は助言・指導を行い、法律に沿った雇用管理を求める。

#### 10:00【報告徴収（企業指導）】

企業の人事労務担当者を対象にヒアリングを実施し、雇用管理状況や就業規則の整備状況を確認します。また、法律に沿った雇用管理ができていない場合は助言・指導を行い、雇用管理の是正を求める。判断が難しい事案については1人で結論を出すのではなく、室内で協議して対応します。



#### 16:00【業務打合せ】

イベント開催について関係課室と打合せを行います。部署間で情報を共有し対応します。



#### 受験者へのメッセージ

雇用環境・均等室では、このページに記載した業務だけでなく、労働者からの「育児休業を取得させてもらえない」、「ハラスメントにあった」等といった様々な相談に対し、親身になって対応しています。様々な形で「働く」ことを支える業務に携わることができる、大きなやりがいを感じられる職場ですので、興味を持っていただけた方はぜひ説明会などにご参加ください。



#### 8:30【業務開始】

メールと本日の予定を確認します。この日は説明会があるため、準備（会場設営）をします。

#### 12:00【昼休憩】

先輩や後輩と一緒に食事をとりつつ、いろいろな話をして、気分転換をします。



#### 14:00【説明会】

法改正があった場合には、企業を対象に説明会を実施します。一度に多くの方を対象に実施するため、会場・オンライン同時開催で行います。わかりやすく説明できるよう、十分に準備した上で臨みます。



#### 17:15【閉序】

企業指導結果や打合せ内容をまとめて1日の業務を終了します。相談対応のため残業することがありますが、遅い時間まで残業することは基本的にありません。

## II 職員からのメッセージ（5）職員インタビュー

公共職業安定所（ハローワーク、HW）の同じ課で働く3名の職員（課長、係長、係員）に、オンラインインタビューを実施。現在の業務や職場環境のこと、キャリアのことなどについて語っていただきました。

### 職業安定

福島労働局 福島公共職業安定所 雇用保険給付課  
課長 阿久津 賢之（平成10年入省、写真中央）  
給付第一係長 佐藤 健（平成17年入省、写真右）  
給付第一係 鈴木 優花（令和3年入省、写真左）



#### — 現在の担当業務について教えてください。

**阿久津**：雇用保険給付課は、失業給付や教育訓練給付などに関する受給資格の決定や、申請書類の確認が業務です。私は課長として課全体のマネジメントを担当しています。雇用保険制度の公正・公平な運用がなされるよう、課のメンバーに指示や連絡などをするのが主な仕事です。  
**佐藤**：私は主に窓口対応をしています。受給資格の確認や、資格がある方に対し、支給の案内などを担当しています。それ以外にも、就職促進手当の申請などに関する業務も担当しています。

**鈴木**：私も窓口業務が中心で、失業給付の資格決定や、再就職手当などの受付や支給事務などを担当しています。

#### — 担当業務について、「やりがい」と、「大変だと思うこと（苦労したことなど）」を教えてください。

**阿久津**：HW利用者は、「HWならば公平・公正な判断をしてくれる」とHWに大きな期待をお持ちいただいていると思います。その点にやりがいを感じます。

「大変な点」ですが、窓口の職員が判断に迷った場合は、最終的に私が判断するケースが多いのですが、利用者をお待たせしないよう、迅速かつ高度な判断を要するケースもあり、その点は難しいですね。

**佐藤**：日々多くの利用者がいらっしゃいますが、それぞれ置かれている状況は異なります。そうしたお一人おひとりのお話をしっかりとお聴きしたうえで、資格の確認や支給の可否の判断などを適切に行なうことは、責任を伴い大変ですが、非常にやりがいもあります。利用者の生活に直接関わるので、毎日緊張感を持って対応しています。

**鈴木**：窓口業務を通じて、毎日新しい知識を吸収でき、その知識をすぐ活かすことができることにやりがいを感じます。利用者のお話を聴きながら、状況を把握したうえで説明するのは、制度を理解していかなければ難しいので、窓口業務に携わった最初の頃は大変でした。

#### — 皆さん現在HWに勤務していますが、職場環境についてどのように感じていますか。

**鈴木**：何かわからないことがあっても、周囲に聞きやすい職場だと思います。上司は、私がわかるまで丁寧にサポートしてくださいます。また、これまで担当していなかつた新たな業務に挑戦する機会も多く与えていただいている。毎日伸び伸びと働くことができています。

**佐藤**：上司である課長が非常に気さくで、何でも相談に乗っていただけるので、一人で抱え込まずに仕事をすることができます。また、課長の他にも、同じ課の職員は良い方ばかりで、何かあっても皆で課題を解決できる職場です。おかげで心に余裕を持って仕事をしています。  
**阿久津**：課のメンバー全員が、自ら考えて、お互いを認め合って、仕事に前向きに取り組んでおり、この点が当課の一番の長所であると日々感じています。

#### — 皆さんにとって、上司や部下はどのような存在ですか。

**鈴木**：課長は周囲への配慮が素晴らしい、働きやすい環境をつくるために動いてくださいます。私のことも常に気にかけてくださって、非常に尊敬しています。係長は、私が困っていたり焦っていたりするとすぐに助けてくださいます。また、直すべき点があったときは、具体的にアドバイスをしてくださいます。

**佐藤**：課長は先述のとおり何でも相談に乗ってくださいますし、何かあったら力バーしてくださるので、安心して仕事ができます。鈴木さんは、誰よりも積極的に窓口対応をしています。「何事にもチャレンジする」姿勢が素晴らしい、今や課にとって不可欠な戦力です。人の話を「聴く力」もあり、伸び代がかなりあると思います。

**阿久津**：組織は「トライアンドエラー」を繰り返して良くなっていくものだと考えますが、係長と鈴木さんは、特に「エラー」を「推進力」に変える能力に秀でています。



また、私から指示しなくとも、自ら業務について色々と創意工夫する力が、課全体にあると感じています。

### 一 職場環境のことに関する、「ワーク・ライフ・バランス」についてどのように感じていますか。

**鈴木**：仕事と休みのメリハリが付けやすい職場だと思います。毎月、有給休暇を取得することができています。

**佐藤**：休暇を率先して取得できる環境です。繁忙期を除けば残業も少なく、私は、早く帰って子どもとお風呂に入ったり一緒に寝たりすることができます。

**阿久津**：「ワーク」を見直すことで、自分のための時間、すなわち「ライフにかける時間」を生み出すことが重要だと考えています。自分時間が増えることで、仕事にも良い相乗効果が生まれてくると思っています。

### 一 皆さんのキャリアについてお聞きします。まず、労働局を志望した理由を教えてください。

**鈴木**：就活を開始した頃、新型コロナウイルスが流行し始め、その影響で、私のアルバイト先が休業し、また、生活の基盤である仕事を失った方々を目の当たりにしました。この経験が、労働行政を志望する一つの契機となりました。また、私は就活で新卒向けのHWを利用しましたが、その際、大変親身に相談に乗っていただき、私も同じように人の役に立つ仕事がしたいと思いました。

**佐藤**：公務員を目指していましたが、初めての公務員試験の結果は不合格でした。1年半ほど無職の期間がありましたが、その期間、非常に不安な日々を過ごした経験から、就職支援等を行っている労働局を志望しました。

**阿久津**：大学卒業後、一度就職したものの、挫折を経験して福島に戻り、一時期、農家でアルバイトをしました。そのとき一緒に働いた方々が、家族同然に私に接してくれたことが、挫折してどこかふてくされていた私の世界観を180度変えました。力ネやモノでなく、人と人が私を変えたのです。こうした経験もあり、人と仕事を結びつける労働局で、ぜひ働きたいと思いました。

結びつける労働局・HWで、ぜひ働きたいと思いました。

### 一 阿久津課長、佐藤係長はこれまで様々なポスト（課長・係長・係員）を経験されたと思いますが、それぞれで役割の違いなどを感じたことがあれば教えてください。

**佐藤**：係員のときは目の前の仕事をこなすことに集中していましたが、係長は係をリードする存在なので、複雑困難な事案も含め、率先して対応するよう努めています。加えて、係内の業務のマネジメントも行います。職員皆が同じ認識・感覚を持って業務に当たっているか、適切な取り扱いをしているかなど、常にチェックしています。

**阿久津**：係長はプレイングマネージャーとなるので、最初は大変かもしれません、その分様々な経験を積むことができる時期だと思います。私が課長の役割として今大切にしているのは、部下の柔軟で創造力に富んだ意見を引き出し、いかに上司や幹部に伝えて行くかということです。それが組織を活性化する原動力だと思います。

### 一 これまでの業務で最も印象に残っているエピソードを教えてください。

**鈴木**：最近、雇用保険説明会で多くの受給者を前に、私一人で制度説明を担当したことです。無事に終了し、自分の中で大きな自信になりました。

**佐藤**：東日本大震災後、原発関係の作業員の方の雇用保険手続きの対応をしたのですが、受付で長時間お待たせすることもあり、私の説明の途中でご立腹された方がいました。事務的に対応してしまったかもしれない自身反省し、その出来事をきっかけに、利用者一人ひとりの心に寄り添って対応するようになりました。

**阿久津**：HWと労働局が主体となって、市役所などと連携しながら、試行錯誤しつつ「地域職業相談室」という組織を立ち上げたことです。達成感のあった、印象深い仕事です。

### 一 最後に、受験生へのメッセージをお願いします。

**鈴木**：労働局やその仕事内容について知識がない方でも、毎日仕事をしながら日々成長することができますので心配りません。ぜひ一緒に働きましょう！

**佐藤**：HWの業務は、仕事の紹介や雇用保険の支給などを通じて国民の命と生活を守る仕事なので、責任は重大ですが、大きなやりがいのある仕事だと思います。ぜひ共に働きましょう！

**阿久津**：現場では、経験豊富な上司や同僚が間違いないいます。わからないことがあっても、しっかりと仕事をお教えしますので、人と仕事を結びつけるHWそして労働局で、「誰もがその人らしく働ける社会」の実現を目指し、一緒に働きましょう！

（聞き手／厚生労働省 大臣官房地方課・関根）

# III 研修施設（労働大学校）

労働大学校（埼玉県朝霞市）にて各種研修を行っています。

各業務の知識やスキルの向上を図る機会であり、全国の職員と交流できる場にもなっています。

## ＜研修受講者の声＞

**徳島労働局 阿南公共職業安定所  
職業相談第一部門 芝原 悠理香**

### 職業安定

令和2年 入省

令和2年 徳島公共職業安定所 雇用保険適用課 適用係  
令和3年 現職

### 「職業指導Ⅰ専門研修」（オンライン研修・9日間）を受講しての感想等

受講させていただいた職業指導Ⅰ専門オンライン研修は、初めて職業相談の業務を担当する職員を対象に、職業相談で必要となる知識、技能及び技術の基礎を学ぶことを目的とした研修です。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響のため、オンライン形式での受講となりました。オンライン形式でも、意見を述べる機会や講師の先生への質問の機会、グループごとのロール扮演の実施など、充実した研修内容を受講することができました。また研修生同士でペアになっての活動や気軽にお話をする機会もあり、自分と同じく職業相談業務の経験がない方と、業務や研修内容についての喜びや苦労を分かち合うことができました。研修の中で学んだ「傾聴技法」は、職業相談を組み立てる土台となるため、業務で実践していきたいと思います。

9日間の研修が終わった際には、同じ業務を行っている仲間と成長の実感や達成感を味わうことができ、とても貴重な経験となりました。



## 受験者へのメッセージ

国家公務員でありながら、地域の方と身近に接することができる労働局の業務は、国民の皆様の生活に重要な役割を果たすことができると言えています。そして、来所者の方から感謝の言葉をいただいた際には、とても大きなやりがいを感じられます。

また、相談業務では自分自身の力によってどれだけ相手の力になることができるかが大きく変わってくると思います。そのため、自分自身の成長が感じられる点にも魅力を感じています。研修で学んだことをいかし、来所者の方がハローワークに来てよかったですと思えるような役割を果たしたいと考えています。

「労働」という分野で幅広くサポートを行うことのできる労働局で、ぜひ私たちと一緒に働きましょう。

## ＜施設紹介＞



【談話室】

お昼休み中テレビを見たり、研修の課題に取り組んだりと、様々な用途で使用されています。



【居室】

宿泊施設が備えられており、一人一室割り当てられます。



【食堂】

日替わりメニューあり。午後の研修に向け、エネルギーをチャージします。

## ＜労働大学校で実施している主な研修＞

### 【一般研修】

#### (基礎研修)

- ・労働行政職員基礎研修
- ・新任労働基準監督官研修

#### (上級研修)

- ・労働基準監督官上級研修
- ・公共職業安定所係長・上席職業指導官研修

### 【専門研修】

#### (労働基準行政)

- ・賃金指導業務専門研修
- ・労働保険適用徴収業務専門研修

#### (職業安定行政)

- ・職業指導Ⅰ専門研修
- ・若年者雇用対策担当者専門研修

#### (雇用環境・均等行政)

- ・企業指導業務（働き方改革関係）専門研修

# よくある質問（Q & A）

## Q1 労働行政に関する専門的な知識は必要ですか？

採用時に特別な知識は必要ありません。

しかし、労働行政は国民生活に密着し、国民からの関心も高く、新聞などに話題が取り上げられることが多いため、労働行政を志望する皆さんにも、幅広く関心を持ってほしいと思います。

## Q2 入省後の研修制度について教えてください。

採用後速やかに、公務員として必要な基礎的知識・労働行政職員としての心構え・行政の課題などを知るための研修、資質の向上を図るための研修を実施しています。

その後、行政経歴（係員・係長・専門官・課長・幹部など）の節目の時期や、特定の職務または役職に就任した段階での研修や、OJTにより効果的な職務能力の向上を図るための各種研修も実施しています。

## Q3 給与等について教えてください。

初任給は一般職試験（大卒程度）採用の場合182,200円、一般職試験（高卒程度）採用の場合150,600円が基本ですが、採用前の経験に応じて加算されることがあります。また、期末手当・勤勉手当（ボーナス）が6月と12月に支給されます。

大都市圏に勤務する職員には、その地域に応じて給与（俸給）の3%～20%の地域手当が加算されます（例：東京都特別区20%が加算された場合の一般職大卒程度初任給 218,640円）。

また、通勤手当（最高限度額1か月当たり55,000円）、住居手当（最高限度額1か月当たり28,000円）、扶養手当などの各種手当が支給要件に応じて支給されます。また、特定の業務に就いた場合に支給される手当もあります。

## Q4 人事異動はありますか？また、その際は転居を伴いますか？

入省後は、定着を希望する都道府県内で、2～3年の間隔で人事異動があり、労働局・ハローワークまたは労働局・労働基準監督署を異動しながら多くの業務を経験していただきます。

また、原則として、採用ブロック内（次ページ参照）で都道府県をまたぐ労働局間の異動は、採用後5年目から2年程度経験していただく予定です。この際、異動先により転居が必要な場合があります。ただし、出産・育児などの理由により異動できない場合は、時期を変更するなどの配慮をします。

## Q5 宿舎などの福利厚生について教えてください。

宿舎については、独身者用宿舎または世帯用宿舎に入居することができます。

戸数に限りがあるため、民間アパートなどの使用をお願いする場合もあります（アパートなどを使用する場合は住居手当を支給します）。

その他に、厚生労働省共済組合制度で、人間ドックや検診などの医療費補助や、団体積立年金、団体生命保険、住宅資金などの貸付などの各種福利厚生制度があります。

## Q6 仕事と子育てを両立するための支援制度について教えてください。

出産に際し産前6週間、産後8週間の特別休暇を取得することができます。また、育児休業は子どもが3歳になるまで取得できます。その他にも保育園への送迎などの目的として、勤務時間帯を選択できる早出・遅出勤務や、1日2時間の範囲内で育児のための時間を取得できる制度もあります。

## Q7 採用の流れと、採用実績について教えてください。

業務説明会や官庁訪問の日程など、採用に関する詳細な情報は、各労働局のホームページに掲載します。なお、各労働局の採用に関する問い合わせ先は、次ページを参照ください。

過去3年間の一般職（大卒程度、高卒程度）試験合格者の採用状況は以下のとおりです。

過去3年間の採用実績				※47都道府県労働局の合計
	平成30年度試験	令和元年度試験	令和2年度試験	
一般職（大卒程度、高卒程度）	565人	631人	668人	

# 採用に関する問い合わせ先

▶ 採用手続きなどに関する問い合わせ先一覧 (担当: 総務部総務課人事係)

ブロック	労働局	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎9F	011-709-2311 (代)
東北	青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4111
	岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5F	019-604-3001
	宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8833 (代)
	秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4F	018-862-6681
	山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3F	023-624-8221
	福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F	024-536-4617
北関東	茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎	029-224-6211
	栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9111
	群馬	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9F	027-896-4732
	埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アキス・タワー16F	048-600-6200
	長野	380-8572	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎	026-223-0550
南関東	千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-4311
	東京	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14F	03-3512-1600
	神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8F	045-211-7350
	山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2850
北陸	新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3500
	富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎5F	076-432-2727
	石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-265-4420
	福井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-2655
東海	岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎3F	058-245-8101
	静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3F	054-254-6317
	愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0264
	三重	514-8524	津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎	059-226-2105

ブロック	労働局	郵便番号	所在地	電話番号
関西	滋賀	520-0806	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎	077-522-6647
	京都	604-0846	京都市中京区西賀茂通御池上ル 金吹町451	075-241-3211
	大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎2号館8F	06-6949-6482
	兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14F	078-367-9000
	奈良	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0201
	和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎	073-488-1100
中国	鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9	0857-29-1700
	島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5F	0852-20-7005
	岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-225-2011
	広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5F	082-221-9241
	山口	753-8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0363
四国	徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-652-9141
	香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎3F	087-811-8915
	愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6F	089-935-5200
	高知	781-9548	高知市南金田1-39 高知労働総合庁舎	088-885-6021
九州	福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館5F	092-411-4741
	佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎4F	0952-32-7155
	長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3F	095-801-0020
	熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9F	096-211-1701
	大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3F	097-536-3211
	宮崎	880-0805	宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985-38-8820
	鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2F	099-223-8275
	沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎(1号館)4F	098-868-4003

